

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-3
提出年月日	令和5年8月25日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-2, 47, 72, 79, 98, 99, 140, 141	手順名称の適正化 (下線部参照) (旧) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	とりまとめた資料-6 1.2-2, 40, 73, 79, 98, 100, 148	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-2, 20, 53, 67, 74, 79, 104, 110, 136	手順名称の適正化 (下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復 なお、設備名称や文章から海水冷却が明確である記載に対しては上記適正化の対象外とする。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-2, 16, 46, 65, 75, 79, 111, 117, 146	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-3, 20, 22, 55, 67, 75, 79, 110, 136, 140	手順名称の適正化 (下線部参照) (旧) 代替交流電源設備による電動補助給水ポンプへの給電 (新) 常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2- 3, 17, 19, 47, 48, 65, 75, 79, 117, 146, 148	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-18, 21, 67, 110	手順名称の適正化 (下線部参照) (旧) タービン動補助給水ポンプの現場手動操作による蒸気発生器への注水 (新) 現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-15, 19, 65, 117	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-2, 19, 21, 51, 67, 73, 79, 110, 140	手順名称の適正化 (下線部参照) (旧) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の開操作 (新) 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-2, 15, 16, 19, 44, 65, 74, 79, 117, 148	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-2, 19, 20, 52, 53, 67, 74, 79, 110	手順構成の見直し 「主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプによる主蒸気逃がし弁の機能回復」及び「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機(海水冷却)による主蒸気逃がし弁の機能回復」の対応手段を整理する項目を以下のとおり見直し (旧) 1.2.2.2(2)「復旧」のb.及びc. (新) 1.2.2.2(1)「全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失時の蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却」のc.及びd. 審査基準における「解釈1(2)復旧」の要求事項は、電動補助給水ポンプを代替電源により起動及び運転継続することであることから、主蒸気逃がし弁の機能回復の手順については1.2.2.2(2)から1.2.2.2(1)へ整理することとした。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-2, 16, 45, 46, 65, 75, 79, 117	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-18, 19	記載表現の適正化（下線部参照） (旧) タービン動補助給水ポンプの機能を回復させるため、現場での <u>人力による操作</u> によりタービン動補助給水ポンプを起動し・・・ (新) タービン動補助給水ポンプの機能を回復させるため、現場での <u>手動操作</u> によりタービン動補助給水ポンプを起動し・・・ 泊のタービン動補助給水ポンプの現場手動起動操作は、大飯と同様に専用工具を用いることから記載表現を適正化	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-14, 15	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-18	手順構成の見直し (No. 11参照) に伴う文章の見直し (旧) ・・・蒸気放出ができない場合は、現場手動操作により主蒸気逃がし弁を操作し・・・ (新) ・・・蒸気放出ができない場合は、現場での手動操作、 <u>主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンプ及び制御用空気により主蒸気逃がし弁の機能を回復させること</u> で、・・・	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-14	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-23	記載の適正化（下線部参照） 【修正例】 (旧) ・・・発電用原子炉への注水により発電用原子炉を冷却する際は・・・ (新) ・・・発電用原子炉への注水 <u>手段</u> により発電用原子炉を冷却する際は・・・	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-20	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-25, 49	記載の適正化（下線部参照） (旧) 組み合せた → (新) 組み合わせた (旧) 高圧注入ポンプの → (新) 高圧注入ポンプが (旧) 取付ける → (新) 取り付ける (旧) 取外す → (新) 取り外す	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-25, 41, 42	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-31, 45, 54	記載の適正化（下線部参照） 「中央制御室からの遠隔操作が可能であり、通常の運転操作により対応する」手順について、「操作の成立性」へ操作時間を追記した。 【修正例】 (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。 (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施した場合、作業開始を判断してから電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水開始まで5分以内で可能である。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-29, 38, 47	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-33, 36, 40, 44, 50, 52, 53	「操作の成立性」の脱字訂正（下線部参照） 【修正例】 (旧) ・・・作業開始を判断してから蒸気発生器への注水開始まで60分以内で可能である。 (新) ・・・作業開始を判断してからSG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水開始まで60分以内で可能である。 使用する設備名称を記載することにより対応手段を明確化するとともに、その他の手順についても上記と同様の見直しを実施。	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-30, 33, 35, 37, 43, 45, 46	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-35, 39, 42, 58	記載の適正化（下線部参照。当社の記載ルールの反映。） 【修正例】 (旧) ⑧ 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）Bは・・・ (新) ⑧ 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは・・・	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-31, 34, 36, 51	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-35	脱字訂正（下線部参照） (旧) ⑪ 運転員（中央制御室）Aは、蒸気発生器水位の上昇等により・・・ (新) ⑪ 運転員（中央制御室）Aは、 <u>中央制御室で蒸気発生器水位の上昇等</u> により・・・	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-32	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-39, 43	記載の適正化（下線部参照。資料内における記載の整合。） (旧) 主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス弁により蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を行う。 (新) 主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス弁を開操作し蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却を行う。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-35, 37	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-43	脱字訂正（下線部参照） (旧) ⑪運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で蒸気発生器水位（広域）により・・・ (新) ⑪運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で蒸気発生器水位（広域）等により・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-36	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-56	脱字訂正 (下線部参照) 1.2.2.2(2)a. 「常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復」の「操作の成立性」へ以下の内容を追記 「電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水操作は、運転員(中央制御室)1名にて操作を実施した場合、作業開始を判断してから電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水開始まで5分以内で可能である。」	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-48	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-67	誤記訂正 (下線部参照) 第1.2.1表(4/4)対応手段「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」 (旧) 全交流動力電源(制御用空気)及び直流電源 (新) 全交流動力電源(制御用空気)又は直流電源	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-65	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-102, 104	フローチャートの記載の適正化及び脱字訂正 (下線部参照) 【第1.2.20図 (1/3)】 ・可搬型大型送水ポンプ車の使用準備⇒可搬型大型送水ポンプ車使用準備 (記載表現の統一) 【第1.2.20図 (3/3)】 ・0.7MPa⇒0.7MPa[gage] (脱字訂正) ・タービン動補助給水ポンプ起動⇒タービン動補助給水ポンプ運転中か (大飯の記載表現へ見直し) ・可搬型大型送水ポンプ車準備⇒可搬型大型送水ポンプ車使用準備 (記載表現の統一) ・現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプの起動⇒現場手動操作によるタービン動補助給水ポンプ起動 (記載表現の統一) ・代替非常用発電機からの給電⇒常設代替交流電源設備からの給電 (本文と記載表現統一)	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-109, 111	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.11.0)	1.2-136, 137	誤記訂正 (下線部参照) 添付資料1.2.12のうち、技能1.4及び1.5の補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水の手順概要欄 (旧) ①電動主給水ポンプ起動 (新) ①電動補助給水ポンプ起動	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	1.2-146	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	とりまとめた資料-6	大飯欄の誤記訂正 (下線部参照) (旧)・・・タービン動補助給水ポンプの起動 (新)・・・タービン動補助給水ポンプの機能回復	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102-9 r.10.0)	全般	上記修正に伴う比較表参照ページの修正	